

平成 25 年 2 月 27 日

農林水産大臣 林 芳正 殿

## 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について

遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する名古屋議定書が平成 22 年 10 月に採択されたが、この議定書では、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)の締約国（127カ国）が対象とする植物遺伝資源（35作物、飼料作物29属）の取扱いには適用されないことになっている。

現在、我が国は ITPGRFA を締結していないが、種苗産業関連企業を会員とする我々の団体としては、下記の理由により、我が国の種苗産業が扱う遺伝資源については、可能な限り、名古屋議定書ではなく ITPGRFA の仕組みの下で取り扱われるべきであると考えており、ITPGRFA を早期に締結して頂きたいので、御高配のほどよろしくお願ひいたします。

### 記

#### 1. 海外遺伝資源の円滑な取得が重要

我が国において、従来より作物の育種に必要な遺伝資源の多くを海外に依存しているなか、近年は、地球温暖化や消費者ニーズの多様化等により、海外の植物遺伝資源を円滑に取得して多様な作物を育種することの重要性がますます高まっている。

#### 2. ITPGRFA では PIC 取得の交渉が不要で、遺伝資源へのアクセスが容易

しかしながら、名古屋議定書の下では、提供国が別途定めない限り、遺伝資源への新たなアクセス毎に、「事前の情報に基づく同意(PIC)」を提供者から得るための手続が必要となり、円滑な取得が困難となることが予想される。一方、ITPGRFA の下では PIC を取得するための交渉を必要としないので、遺伝資源へのアクセスがしやすくなる。

#### 3. ITPGRFA では SMTA を用いるため交渉が不要

また、名古屋議定書の下では、提供国が別途定めない限り、遺伝資源の移転に伴う様々な権利義務に関して「相互に合意する条件(MAT)」を定めるための提供者との交渉が必要となるため、我が国の種苗会社及びジーンバンク等が円滑に海外の植物遺伝資源を取得することが非常に困難となることが予想される。一方、ITPGRFA の下では、これらの権利義務をあらかじめ定めた「標準素材移転契約 (SMTA)」を用いることになるので、困難な交渉を行う必要がない。

#### 4. 名古屋議定書だけではわが国の品種開発競争力が低下

名古屋議定書は、1993 年に発効した生物多様性条約が創設した遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する枠組みをより詳しくしたものである。生物多様性条約発効後の状況を見ると、資源国において遺伝資源の持ち出しを規制する制度が徐々に整備されていくなかで、国毎にその内容や手續が異なること、PIC の取得や MAT の交渉に長期間を要すること等により、海外からの植物遺伝資源の取得が年々困難になってきており、遺伝資源の入手を断念した多くの事例がある。種苗産業関連企業全体としては、海外からの遺伝資源導

入に対する意欲は高いにもかかわらず、取得数も減少してきている。名古屋議定書の下では、この状況が引き続き継続することも懸念され、結果として、作物の品種開発における我が国の競争力の低下をもたらす恐れがある。

#### 5. ITPGRFA に早期に加盟し、発言権確保が不可欠

ITPGRFA の運用は、少なくとも 2 年に一度開催されることとなっている締約国会議において決定され、又は適宜見直しが行われていることから、早期に締約国となって発言権を確保することが重要である。特に、今後開始される可能性の高い、条約の対象となるクロップリストを拡大するための議論における発言権を確保しておくことは、我が国の種苗業界が関心を有する作物が含まれるようにするために不可欠である。

#### 6. 植物遺伝資源の円滑な移転と持続的な利用促進のために ITPGRFA の仕組みを活用

食料及び農業のための遺伝資源は、長年にわたり、地域固有の環境に適合するよう、交配・選抜により遺伝的な多様性を増加させてきたものである。すなわち、その多様性の確保には永続的・人為的な介入が不可欠という点で、食料及び農業以外の遺伝資源とは大きく異なっているので、名古屋議定書のみによらず、植物遺伝資源の円滑な移転と多様な地域での持続的な利用を促すための ITPGRFA の仕組みの下で取扱うことが世界的な流れである。

(一社) 日本果樹種苗協会

会長 浦田 勝

(一社) 日本種苗協会

会長 近藤 宏

(社) 日本草地畜産種子協会

会長 信國 卓史

(社) 農林水産・食品産業技術振興協会

会長 荒蒔 康一郎

全国食用きのこ種菌協会

会長 郡山 賢一

全国新品種育成者の会

会長 舟橋 正隆